

令和7年度 三重県社会福祉法人 運営研修会資料（動画1）

- ・1(1) 厚生労働省から示されている情報について

令和7年4月

○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和7年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容を基に作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、貴法人の所轄庁までご連絡ください。



○本日の内容

- 1 令和7年度社会福祉法人運営に関する留意事項について
 - (1) 厚生労働省から示されている情報について
 - (2) 財務諸表等電子開示システムの運用について
- 2 令和7年度社会福祉法人等指導監査について
 - (1) 令和7年度社会福祉法人等指導監査の方針
 - (2) 社会福祉法人指導監査における指摘事項について
 - (3) 社会福祉施設指導監査における指摘事項について
- 3 その他
 - (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
 - (2) 職場におけるハラスメント対策等について
 - (3) 育児・介護休業法等の改正について
 - (2)(3)は厚生労働省三重労働局講義)



1(1) 厚生労働省から示
されている情報について

1-(1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和7年度に向けた社会福祉法人運営に関する留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度について

イ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

(厚生労働省ホームページ(URL) :

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html

に詳細資料が掲載されています。)



1-(1)-ア 社会福祉連携推進法人制度について

社会福祉連携推進法人制度の趣旨等

- ・ 令和4年4月から施行。令和7年1月15日時点で27法人が設立。
- ・ 福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢。
- ・ 同じ目的意識を持つ法人が、個々の自主性を保ちながら連携することで、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できる。

⇒ 設立を検討する場合は、各認定所轄庁にご相談の上、
設立準備を行っていただくようお願いいたします。

(社会福祉連携推進法人に関する情報(厚生労働省ホームページ)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)



1-(1)-イ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

・社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての法人は「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」とされており、その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）により示されています。

この「地域における公益的な取組」については、実践されているにも関わらず、現況報告書に記載されていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実践している法人については、現況報告書への記載をお願いします。



1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

○取組事例等（参考）

- ・ 社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集（厚生労働省）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13289.html

- ・ 地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書（全国社会福祉協議会）

URL: https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190329_chiiki.html

- ・ 「社会福祉法人等の取組事例集」（三重県）

URL: https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/000184863_00001.htm

